

柏市条例第 3 4 号

柏市アフタースクール条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市が設置する小学校において、児童に対し放課後等に多種多様な体験活動及び生活の場を提供することにより、全ての児童が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等における居場所の充実を図り、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

(アフタースクール事業)

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、アフタースクール事業を実施する。

2 前項のアフタースクール事業とは、次に掲げる事業を一体的に行う事業をいう。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業

(2) 学齢児童（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）に対し、主として学校の授業の終了後又は休業日において、学習、スポーツ、遊び、地域との交流その他の活動の機会を提供する事業

(実施場所)

第 3 条 前条第 1 項のアフタースクール事業（以下「事業」という。）は、本市が設置する小学校のうち規則で定めるもの（以下「事業実施校」という。）の施設及びこどもルーム（同条第 2 項第 1 号に掲げる事業を実施するために設置する施設をいう。次項及び第 7 条第 3 項第 2 号において同じ。）を利用して実施する。

2 こどもルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(休業日及び実施時間)

第 4 条 事業の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

- 2 事業の実施時間は、事業実施校の休業日以外の日にあっては午後1時30分又は当該事業実施校の授業の終了後のいずれか早い時間から午後7時まで、事業実施校の休業日にあっては午前8時（当該休業日が長期休業日（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により教育委員会が定める夏季、冬季、学年末等における休業日をいう。以下同じ。）である場合にあっては、午前7時）から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（事業の実施区分）

第5条 事業は、次に掲げる区分により実施する。

(1) 次号から第4号までに掲げる時間以外の時間に実施する事業（以下「第1号事業」という。）

(2) 事業実施校の休業日（長期休業日を除く。）の午前8時から午後5時までの間に実施する事業（以下「第2号事業」という。）

(3) 午後5時から午後7時までの間に実施する事業（以下「第3号事業」という。）

(4) 長期休業日の午前7時から午前8時までの間に実施する事業（以下「第4号事業」という。）

（事業の対象となる児童）

第6条 第1号事業の対象となる児童は、本市に住所を有し、又は本市が設置する小学校に在籍している学齢児童その他市長が認める児童（以下「対象児童」という。）とする。

- 2 第2号事業、第3号事業及び第4号事業の対象となる児童は、対象児童であって、その保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることができないもの又はこれに準じる状況にあるとして市長が認めるものとする。

（事業の利用）

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）は、次に掲げる区分により行うものとする。この場合において、第1号に掲げる区分に係る利用許可は同項の申請に係る児童が当該申請に係る事業実施校に在籍している場合に、第4号に掲げる区分に係る利用許可は当該申請に係る保護者が併せて第2号又は第3号に掲げる区分に係る利用許可を受ける場合に限り行うものとする。

（1）第1号事業の利用

（2）第1号事業及び第2号事業の利用

（3）第1号事業、第2号事業及び第3号事業の利用

（4）第4号事業の利用

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

（1）第1項の申請に係る児童が疾病その他の事由により集団生活に耐えないと認められるとき。

（2）前項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可にあつては、規則で定めるこどもルームの定員を超えて第1項の申請があつたとき。

（3）第1項の申請に係る保護者が次条第1項又は第4項の利用料を滞納しているとき（これに準じるときとして規則で定めるときを含む。）。

（4）その他事業の運営上支障があると認められるとき。

（利用料）

第8条 利用許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該利用許可を受けた期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月（第12条第2項又は第3項の規定により当該利用許可の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しを受けた日の属する月）までの各月ごとに利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、利用許可に係る児童1人当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第2項第1号又は第2号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 4,000円(8月分にあつては,9,000円)
- (2) 前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 8,000円(8月分にあつては,13,000円)
- (3) 前条第2項第4号に掲げる区分に係る利用許可を受けた場合 500円(8月分にあつては,1,000円)

3 利用許可に係る児童が同一の世帯に2人以上いる場合における当該児童のうち規則で定める1人のもの以外のものに係る第1項の利用料の額(前項第1号及び第2号に掲げる場合に係るものに限る。)は,同項の規定にかかわらず,同項第1号及び第2号に定める額の2分の1の額とする。

4 前3項に定めるもののほか,前条第2項第3号に掲げる区分に係る利用許可を受けた者が,規則で定めるところにより当該利用許可に係る児童について間食の提供を受けるときは,当該間食の提供に係る実費に相当する額として規則で定める額の利用料を納付しなければならない。

(利用料の減免)

第9条 市長は,規則で定めるところにより,前条第1項及び第4項の利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の返還)

第10条 既に納付した第8条第1項及び第4項の利用料は,返還しない。ただし,市長は,やむを得ない理由があると認めるときは,当該利用料の全部又は一部を返還することができる。

(届出)

第11条 利用許可を受けた者は,次の各号のいずれかに該当するときは,市長に届け出なければならない。

- (1) 利用許可に係る児童について当該利用許可に係る事業を利用する必要がなくなったとき。
- (2) 利用許可に係る児童が対象児童でなくなったとき。
- (3) 第7条第2項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可に係る児童が第6条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第7条第3項第1号に掲げる事由に該当することとなったと

き。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるとき。

- 2 市長は、前項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定による届出があったときは、当該届出に係る児童についての利用許可を取り消すものとする。

（利用許可の取消し等）

第12条 市長は、利用許可に係る児童が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止の指示を受けたときは、事業の利用の停止を命じることができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は事業の利用を制限し、若しくは停止を命じることができる。

(1) 第7条第3項各号（第2号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。

(2) 利用許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は市長が行う事業の運営上必要な指示に従わないとき。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可を受けた者が虚偽又は不正の手段により当該利用許可を受けたとき。

(2) 第7条第2項第2号から第4号までに掲げる区分に係る利用許可を受けた者が、正当な理由がないのに、長期にわたり当該利用許可に係る事業を利用しないとき。

(3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による届出がなくて、これらの規定に該当することが判明したとき。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定（柏市立こどもルーム条例（平成7年柏市条例第18

号) 第 2 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定に限る。) は公布の日から, 次項の規定は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 7 条第 1 項の申請及び利用許可, 第 1 1 条第 1 項の規定による届出並びに同条第 2 項並びに第 1 2 条第 2 項及び第 3 項の規定による利用許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は, この条例の施行の日前においても, これらの規定の例により行うことができる。

(利用料の額の特例)

- 3 利用許可を受けた者が柏市立こどもルーム条例第 4 条第 1 項の許可を受けて当該利用許可に係る児童と同一の世帯に属する他の児童をこどもルームに入所させている場合における第 8 条第 3 項の規定の適用については, 同項中「利用許可に係る児童」とあるのは「利用許可に係る児童及び柏市立こどもルーム条例(平成 7 年柏市条例第 1 8 号)第 4 条第 1 項の許可に係る児童」と, 「当該児童のうち規則で定める 1 人のもの以外のもの」とあるのは「当該利用許可に係る児童」とする。

(柏市立こどもルーム条例の一部改正)

- 4 柏市立こどもルーム条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項本文中「金曜日まで」の次に「(規則で定める日を除く。)」を, 「午後 1 時 3 0 分」の次に「又は規則で定める時間のいずれか早い時間」を, 「土曜日」の次に「及び規則で定める日」を加え, 「午後 6 時 3 0 分」を「午後 7 時」に改め, 同項ただし書中「第 2 9 条」を「第 2 9 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「月額 1 0, 0 0 0 円(8 月分にあつては, 月額 1 5, 0 0 0 円)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める額」に改め, 同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 月額 1 0, 0 0 0 円(8 月分にあつては, 月額 1 5, 0 0 0 円)
- (2) 当該月において, 午後 5 時から午後 7 時までの間の保育の提供を受けない場合 月額 4, 0 0 0 円(8 月分にあつては, 月額 9, 0 0 0 円)

第 5 条第 3 項中「同項に規定する」を「同項各号に定める」に

改める。

第 5 条の 2 を次のように改める。

第 5 条の 2 削除

第 5 条の 3 第 4 項中「時間外保育を利用したときは，」を「規則で定めるところにより」に改め，同条第 5 項中「日額 1 0 0 円」を「月額 5 0 0 円（8 月分にあつては，月額 1，0 0 0 円）」に改める。

別表 柏市立柏五小こどもルームの項から柏市立旭小こどもルームの項まで，柏市立酒井根小こどもルームの項及び柏市立土南部小こどもルームの項，柏市立松葉二小こどもルームの項から柏市立田中小こどもルームの項まで，柏市立酒井根東小こどもルームの項，柏市立土小こどもルームの項，柏市立柏八小こどもルームの項から柏市立大津ヶ丘一小こどもルームの項まで，柏市立高柳小こどもルームの項及び柏市立高柳西小こどもルームの項，柏市立豊小こどもルームの項から柏市立柏三小こどもルームの項まで並びに柏市立田中北小こどもルームの項を削る。

別表（第 3 条第 2 項）

名称	位置
柏市立柏五小こどもルーム	柏市柏 9 3 2 番地の 7
柏市立富勢小こどもルーム	柏市布施 9 2 5 番地の 1
柏市立旭小こどもルーム	柏市旭町六丁目 5 番 1 7 号
柏市立酒井根小こどもルーム	柏市酒井根 1 9 番地の 2
柏市立土南部小こどもルーム	柏市新逆井一丁目 1 0 番 1 号
柏市立松葉二小こどもルーム	柏市松葉町二丁目 1 6 番地
柏市立光ヶ丘小こどもルーム	流山市向小金四丁目 2 0 番地の 1
柏市立柏四小こどもルーム	柏市松ヶ崎 1 1 8 2 番地の 9
柏市立田中小こどもルーム	柏市大室 1 1 9 3 番地の 3
柏市立酒井根東小こどもルーム	柏市酒井根一丁目 2 番 1 号
柏市立土小こどもルーム	柏市増尾四丁目 4 番 1 号
柏市立柏八小こどもルーム	柏市永楽台二丁目 8 番 1 号
柏市立名戸ヶ谷小こどもルーム	柏市名戸ヶ谷 4 7 4 番地の 1

柏市立大津ヶ丘一小こどもルーム	柏市大津ヶ丘三丁目 5 0 番地
柏市立高柳小こどもルーム	柏市高南台三丁目 1 4 番地 1 2
柏市立高柳西小こどもルーム	柏市しいの木台三丁目 2 番地
柏市立豊小こどもルーム	柏市豊四季 6 1 0 番地の 2
柏市立松葉一小こどもルーム	柏市松葉町五丁目 3 番地
柏市立柏三小こどもルーム	柏市若葉町 4 番 5 4 号
柏市立田中北小こどもルーム	柏市船戸一丁目 7 番地 1